

# Tax Analysis

中国税務

Authors:

**Hong Kong****Sarah Chin**

Partner

Tel: +852 2852 6440

Email: sachin@deloitte.com.hk

**Shanghai****Dolly Zhang**

Director

Tel: +86 21 6141 1113

Email: dozhang@deloitte.com.cn

**Xiao Jing Wu**

Senior Advisor

Tel: +86 21 2316 6858

Email: xiaowu@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

**Customs & Global Trade Services****National leader****Hong Kong****Sarah Chin**

Partner

Tel: +852 2852 6440

Email: sachin@deloitte.com.hk

**Northern China****Beijing****Yi Zhou**

Partner

Tel: +86 10 8520 7512

Email: jchow@deloitte.com.cn

**Eastern China****Shanghai****Li Qun Gao**

Partner

Tel: +86 21 6141 1053

Email: ligao@deloitte.com.cn

**Southern China****Guangzhou****Janet Zhang**

Partner

Tel: +86 20 2831 1212

Email: jazhang@deloitte.com.cn

## 2015年の中国における関税政策

国务院の関税税則委員会は2014年12月12日に「2015年関税実施方案に関する通達」(税委会[2014]32号、以下「通達」)を發布し、輸出入関税に対する部分的な調整を行った。今回の調整は主に暫定税率、協定税率および一部の税則税目等に関わる。政府は今回の調整を通じ、経済のバランスを図ることを期待している。通達は2015年1月1日より施行され、一部の業種にそれぞれ異なる影響を与えるものと予測される。

### 主な変更点

#### 1. 暫定関税税率

中国政府は、一部貨物の輸入を奨励し、または輸出を制限する目的で暫定関税税率を設定している。暫定関税税率は通常、毎年年末に公布されるが、状況によっては年の途中で設定または変更されることもある。

##### a. 輸出暫定税率

2015年においては、343税目の商品に対して輸出関税税率および輸出暫定税率が適用される。2014年との比較は以下の通りである。

- 一部のエネルギー類、資源類の商品(例えば、石炭、亜鉛等)に対しては引き続き暫定税率により輸出関税が課される。一部の輸出商品(化学肥料、石炭等)の輸出暫定税率は変更された。
- レアアース、卑金属等の一部のエネルギー類、資源類の商品について、中国政府は近いうちにそれらの輸出暫定税率を変更する可能性がある。今回發布された通達では、これらの商品に係る輸出暫定税率の変更に触れていないが、国際貿易摩擦が生じていることから、2015年中に変更されるものと見込まれている。

##### b. 輸入暫定税率

一般的に輸入暫定税率は最恵国税率よりも低い。2015年においては、749税目の商品が輸入暫定税率の適用対象となっている。2014年との比較は以下の通りである。

- 新たに19税目の輸入商品が輸入暫定税率の適用対象となり、12税目の輸入暫定税率が引き下げられた。

税率が変更された商品の例	政策目的
全自動銅線溶接機 (新規)	先進製造業（例えば、半導体製造業等）に必要な設備、部品の輸入を奨励する
電動自動車用モーターコントローラ (新規)	エコカーの国内消費を奨励する
マカダミアナッツ、ペカンナッツおよび医薬品 (リピーター) (新規)	国内民衆の生活の必要を満たす

- 国内産業の保護等のため、33 税目の商品の輸入暫定税率が取り消され、5 税目の商品の輸入暫定税率が引き上げられた。
  - 冷媒圧縮機等の商品の輸入暫定税率の取消
  - デジタルカメラ用のイメージピックアップモジュール等の商品の輸入暫定税率の引き上げ
  - 輸入貿易量の少ない一部商品の輸入暫定税率の取消

## 2. 協定税率

中国と自由貿易協定を締結している国家および地域を原産地とする輸入商品には協定税率が適用される。協定税率は通常、最恵国税率よりも低い。

- 中国とアイスランドおよびスイスの自由貿易協定が 2014 年に発効し、中国大陸と自由貿易協定を締結する国家および地域は 13 カ国/地域に達した<sup>1</sup>。2015 年においては、これらの国家および地域を原産地とする多くの商品が優遇された協定税率の適用を受けることになる。
- 中国は既にオーストラリアおよび韓国との自由貿易協定に関する実質的な交渉を終えており、これらの自由貿易協定は 2015 年に発効するものと見込まれている。

## 3. 税則税目の変更

通常、中国政府は毎年年末に翌年の輸出入関税税目の調整を行う。経済と社会の発展に順応し、輸出入管理の効率を高め、国際貿易上の要求にも応えるため、2015 年度の関税実施方案では、馬尾藻（ホンダワラ属海藻）、エアコンプレッサー、合成ゴム等の税目が新たに設けられた。その結果、輸出入関税税目は従来の 8277 から 8285 に増加した。

### コメント

- 上述の通り、一部の商品の輸出暫定税率は 2015 年中にさらに変更される可能性がある。それによって影響を受ける企業は今後の動向に注意を払い、潜在的な財務上の影響に対応するための措置を講じるとともに、契約における価格および税金関連条項を修正する必要性についても検討することを推奨する。
- 国家の産業奨励政策に合致する企業は、財政部、税関総署等の部門と対話するなどして、特定商品の暫定税率を設定または変更するよう積極的に政府に働きかけることが考えられる。産業の発展および輸入に関連する国家マクロ政策は政府の 5 カ年計画に定められている。我々はこれまでに複数の業種の顧客企業に協力して政府への働きかけを行い、関連部門から前向きな返答を得ている。
- 税則税目の変更は、企業の現行の輸出入商品の分類に影響を与える可能性があるため、企業が 2015 年の税則税目の変更内容を把握し、適時に商品分類のレビューを行い、税関上のコンプライアンスリスクの管理のために、必要に応じて税関の商品仮分類制度を利用することを推奨する。
- 自由貿易協定による便益を享受するために、企業は中国の自由貿易協定の交渉の進捗状況に注意を払うとともに、自社のサプライチェーンの見直しを行う必要がある。

今回の政策変更と貴社のビジネスに対する潜在的な影響に関する情報またはアドバイスを必要とされる場合には、デロイトの税関およびグローバルトレードサービスチームまでご連絡ください。

<sup>1</sup> 中国はこれまでに東南アジア諸国連合、チリ、コスタリカ、アイスランド、ニュージーランド、パキスタン、ペルー、シンガポール、スイスと自由貿易協定を締結し、韓国、インド、スリランカ、バングラディッシュ、ラオスとアジア太平洋貿易協定を締結している。また、香港、マカオを原産地とし、かつ優遇原産地基準のある製品には引き続きゼロ関税が適用され、台湾を原産地とする、两岸経済協力枠組協定（ECFA）の下での早期収穫リストにある商品には引き続き協定税率が適用される。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものです。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

#### 北京

##### 吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : kevgn@deloitte.com.cn

#### 香港特別行政区

##### 展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

#### 深圳

##### 展佩佩

パートナー

TEL : +86 755 8246 3255

FAX : +86 755 8246 3186

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

#### 重慶

##### 湯衛東

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

#### 濟南

##### 蔣曉華

ディレクター

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : betjiang@deloitte.com.cn

#### 蘇州

##### 許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn  
mliang@deloitte.com.cn

#### 大連

##### 湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

#### マカオ特別行政区

##### 展佩佩

パートナー

TEL : +853 2871 2998

FAX : +853 2871 3033

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

#### 天津

##### 蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

#### 広州

##### 展佩佩

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

#### 南京

##### 許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

#### 武漢

##### 祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

#### 杭州

##### 盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilu@deloitte.com.cn

#### 上海

##### 郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

#### 厦門

##### 展佩佩

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

#### デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

#### 中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

#### リーダーパートナー

##### 許徳仁

パートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : khaw@deloitte.com.cn

#### 華北区

##### 張博

パートナー

TEL : +86 10 8520 7511

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : juliezhang@deloitte.com.cn

#### 華南区 (香港)

##### 殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

#### 華南区 (大陸/マカオ)

##### 張文杰

ディレクター

TEL : +86 20 2831 1369

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : gercheung@deloitte.com.cn

#### 華東区

##### 朱正萃

ディレクター

TEL : +86 21 6141 1262

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : kzhu@deloitte.com.cn

本 Tax Analysis のデジタルバージョンを求めよう或いは宛先の情報を変更しようとする場合、陸穎儀 Wandy Luk (wanluk@deloitte.com.hk) 又は FAX: +852 2541 1911 までにご連絡ください。

日系企業担当者

上海

大久保 孝一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 2128  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙  
ディレクター  
TEL : +86 21 6141 1703  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1701  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛  
マネジャー  
TEL : +86 22 2320 6820  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司  
マネジャー  
TEL : +86 755 3331 8116  
FAX : +86 755 8246 3186  
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁  
シニアマネジャー  
TEL : +86 411 8371 2850  
FAX : +86 411 8360 3297  
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 1368  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太  
マネジャー  
TEL : +86 21 6141 1711  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : koho@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介  
マネジャー  
TEL : + 86 512 6289 1298  
FAX : +86 512 6762 3338  
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴  
シニアマネジャー  
TEL : +86 22 2320 6612  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行  
パートナー  
TEL : +852 2852 6592  
FAX : +852 2542 4597  
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維  
マネジャー  
TEL : +86 21 2316 6687  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1702  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志  
パートナー  
TEL : +86 10 8520 7310  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

前川 邦夫  
マネジャー  
TEL : +86 20 2831 1050  
FAX : +86 20 3888 0575  
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太郎  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6545  
FAX : +852 2542 4597  
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

## デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社であるDeloitte Touche Tohmatsu Limited及びその1社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about)をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界150カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの182,000名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

## デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて21都市に13,500名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

## デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu, Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited及びその附属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche TohmatsuもDeloitte Touche Tohmatsu CPA LimitedもDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームです。

デロイトは最初1917年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約3分の1に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。